

耐震補強

プロジェクト
TOUKAI (東海 倒壊) ゼロ

～工事で安心なまちづくり～

自分の命は自分で守る

令和6年1月の能登半島地震では、昭和56年5月以前に建築された木造建築物の倒壊割合が、ほかと比べ著しく高いというデータがあります。市は、県とともに木造住宅などの耐震化を図るプロジェクト「TOUKAI-0」を進めています。

問合せ 建築土地対策課 ☎0545-55-2791 FAX 0545-53-2773 E kentochi@div.city.fuji.shizuoka.jp

木造住宅等の耐震補強の流れ

補強工事

工事内容を検討して補強計画を作成し、耐震補強工事を実施してください。**対象経費の8割を補助**します。

※補助上限は100万円です。

※工事費と補助金との差額は自己負担です。

耐震補強工事で、税制の特例措置を受けることができます。

耐震補強工事
費用の補助

補強計画の作成



耐震補強工事

安心な住まい



耐震シェルター・防災ベッド設置

耐震シェルターまたは防災ベッドを設置する費用の一部を補助します（下表参照）。

※設置費と補助金の差額は、自己負担です。ご注意ください。

【耐震シェルター・防災ベッド
1台当たりの補助額】

一般世帯	高齢者等のみ世帯
費用の3分の2	費用の6分の5
上限40万円	上限50万円



▲木造住宅の
耐震対策



▲ブロック塀の
撤去・改善

耐震補強はお済みですか

耐震補強計画作成・
補強工事の補助

昭和56年5月31日以前に建築された旧耐震基準の木造住宅が、耐震診断により倒壊の可能性があるなどと診断された場合は、耐震補強計画の作成や補強工事の費用の一部を補助します。

耐震シェルターまたは
防災ベッド設置の補助

昭和56年5月31日以前に建築された旧耐震基準の木造住宅を対象に、耐震シェルターまたは防災ベッドを設置する費用の一部を補助します。
※耐震補強工事と、耐震シェルターまたは防災ベッド設置補助は、併用できません。
※補助金の申請を希望する場合は、申請の前に、建築土地対策課へご相談ください。

危険なブロック塀を
撤去しましょう

撤去しましょう

通学路・避難路などに面しているブロック塀などの撤去や、安全なフェンスなどへの改善にかかる費用の一部を、下表のとおり補助します。
過去の地震では、ブロック塀の倒壊による死亡事故が発生しています。
今後予想される南海トラフ地震などに對して、日頃からブロック塀などを点検しましょう。市では、道路における通行の安全や、緊急車両等通行機能確保するため、危険なブロック塀などの撤去・改善を支援しています。ぜひ、ご活用ください。
※補助金の交付を受ける場合は、撤去の前に、市による現場確認が必要です。対象となる道路のことなど、詳しくは建築土地対策課へ。

【ブロック塀撤去・改善費用の補助】

対象事業	対象区域	補助額
撤去 (通学路・避難路など)	・ 小学校の通学路 ・ 緊急輸送路、避難地に面するもの	工事費と、塀の長さ1メートルにつき2万円を掛けた額を比較して、 いずれか少ないほうの額の3分の2 （最大26万6,000円）
撤去 (道路)	・ 通学路、避難路など以外の市内全域の道路	工事費と、塀の長さ1メートルにつき9,200円を掛けた額を比較して、 いずれか少ないほうの額の2分の1 （最大10万円）
改善 (新設)	・ 小学校の通学路 ・ 緊急輸送路、避難地に面するもの	工事費と、塀の長さ1メートルにつき3万8,400円を掛けた額を比較して、 いずれか少ないほうの額の3分の2 （最大33万3,000円）